

令和3年9月1日

各位

三条地域水道用水供給企業団
企業長 滝沢 亮

三条地域水道用水供給企業団発注の建設工事における管内企業の活用の促進について

当企業団では、かねてから建設工事発注に当たり、地場産業の振興・地域経済の活性化及び管内企業の育成を図るため、管内企業への優先発注に取り組んでまいりました。

当企業団発注工事の受注者各位におかれましては、下請等に係る管内企業の優先採用について、このような当企業団の考え方について御理解をいただき、当企業団発注工事の受注に当たっては、次のとおり下請等に係る管内企業の優先採用をお願いいたします。

記

1 管内企業の活用促進について

- (1) 受注者は、工事の一部を下請に付する場合には、可能な限り管内に本社・本店を置く事業者(以下「管内企業」という。)の中から下請負人を選定するものとする。
- (2) 受注者は、請負金額 130 万円以上の場合で、管内企業以外の企業(以下「管外企業」という。)と下請契約を締結する場合、管外企業を下請負人として選定した理由を記した「管外企業等下請報告書」を提出するものとする。

2 管内建設資材の優先調達・使用について

受注者は、建設資材等を調達するに当たり、可能な限り管内企業から管内産品等を調達し使用するものとする。

※三条地域水道用水供給企業団管内…三条市、加茂市及び田上町の区域内